

気になる この用語

第65回

駒田 勇人 Komada Hayato 一般社団法人生命保険協会 理事・生命保険相談室長
(一社)生命保険協会は、国内で営業する生命保険会社全社が加盟している団体。生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的に活動している

生命保険の契約

生命保険契約の成立

生命保険の加入希望者が、生命保険会社(以下、会社)に生命保険契約の申込みをし、会社が申込みを承諾した場合、生命保険契約が成立します。同時に、契約者には会社に保険料を支払う責任が生じ、会社には保険事故が起きたときに給付金や保険金を支払う責任が生じます。

責任開始日

会社が、契約に基づく保障を開始する日のことを「責任開始日」と呼び、例えば、死亡保険であれば、責任開始日以降に被保険者が死亡した場合、会社は死亡保険金を支払います。申込手続には、①申込書の提出 ②告知(診査) ③第1回保険料の支払い、という3つの要件が必要とされていますが、近年、利便性向上やトラブル防止の観点から、③の第1回保険料についてはキャッシュレス化が進んでおり、口座振替やクレジットカードなどにより支払われることが多くなりました。現金等での即日払い以外の場合には、責任開始日をいわずに遅らせることのないよう、②の告知をもって責任開始を行う会社も増えています。

●約款

契約内容を条文としてまとめたものを「約款」と呼び、保険商品ごとの約款があります。生命保険契約は、「附合契約」と呼ばれる契約形態であるため、同じ保険商品を契約するすべての契約者に同一内容の約款が適用され、契約者が個別に内容を協議して変更することはできません。

今回から生命保険に関連した用語の解説をします。初回は、生命保険の契約時によく見聞きする用語を取り上げます。保障を開始する期日である責任開始日は、世の中のキャッシュレス化に対応して、変化してきました。

生命保険商品の販売は監督官庁による許認可制ですが、約款の規定一つ一つの適正性もその際に確認されています。

【附合契約】

大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方があらかじめ定めた契約条項を、他方の契約当事者が包括的に承認することによって成立する契約のこと。約款を包括的に承認した契約当事者は、約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されることと解されている。

●がん保険における責任開始日

「がん」と確定診断を受けたときに保険金等を支払う保険契約の場合、会社は、約款で責任開始日を遅らせる旨を定めている場合があります。これは、診断確定前の「がん疑い」の段階における加入(いわゆる逆選択)を防ぐ目的であり、約款において、告知から90日を経過した日を責任開始日と定めたり、責任開始日から90日経過後に「がん」と確定診断された場合に、給付金を支払うように定めています。この規定は、契約の転換や乗換えのように新しい契約を締結する場合にも適用されるため、注意が必要です。

●保険契約申込み前の注意点

募集人はお客さまの意向(ニーズ)を踏まえ、商品のパンフレットや設計書を使用するなどして勧誘を行ったうえで、契約時に改めて最終的な意向を確認します。

また、募集人は勧誘に当たって、加入の適否を判断するために必要な情報を提供しますが、保険期間・保険金額等のほかクーリング・オフ等が含まれます。また、公的保険制度についても理解できるよう説明をして申込みの参考にし

てもらうことが、金融庁が定める「保険会社向けの総合的な監督指針」で求められています。

募集人から生命保険の勧誘を受ける際には、「契約概要」(保障設計書や提案書など名称はさまざま)や「商品パンフレット」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などの文書(書類のほかタブレットの場合もあります)が使用されますので、これらの資料をしっかりと読むことが重要です。

● 高齢者募集ルール

高齢になるにつれ、運動機能の低下や視力・聴力といった感覚機能の低下、認知能力や判断能力といった知的機能の衰え等がみられることがあります。生命保険協会では「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」を策定し、「親族等の募集時における同席」「複数の募集人による募集」「複数回の募集機会の設定」「高齢者の意向に沿った商品内容であることの確認」などを、高齢者の特性等に配慮した取組みの例としています。会社は本ガイドラインも参考にしながら、高齢者募集ルールを内規として定め、実践しています。

● 告知義務の制度

契約の申込みとともに、被保険者等は、会社が告知を求めた保険事故の発生可能性(危険)に関する重要事項について、事実の告知をしなければなりません。これを「告知義務」といい、告知書に回答を記入することが通常の方法です。

告知書への記入は重要であり、保険金等を請求した際に告知義務違反を問われ、契約を解除され保険金等が支払われないことのないよう、被保険者自身が、告知書の質問に対して事実を正確に告知しなければなりません。故意または重大な過失により正しい告知をしなかった場合、解除されるまでの保険料は返還されません。

例えば、「最近3カ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか」という質問があるとき、3カ月以内に体調不良で医師を受診したが、診察の結果、明確な病名を告げられず薬も処方されなかったとし

ても、診察を受けたことは事実ですから「はい」と回答しなければなりません。

口頭で募集人に告知したとしても、募集人には告知受領権がなく、告知したことにはなりません。告知書や告知サポート資料には、書き方が詳しく説明されていますので、必ず目を通してから記入してください。

● 保険契約の成立のお知らせ

保険契約が成立すると、会社から「重要な事項を記載した書面」(「保険証券」や「契約内容通知書」など)が送付されます。届いたら、契約者は必ず内容を確認し、認識している内容と相違していないか確認することが大切です。なお、「契約日」は、約款において「責任開始期の属する月の翌月1日」と定めている場合があり、責任開始日とは一致しない場合もありますが、前述のとおり、保障の開始日は責任開始日です。

● クーリング・オフ

生命保険を新しく申し込んだ、もしくは、転換(現在の保険契約の責任準備金を活用して、同じ会社の新たな保険契約に切り替える方法のこと)した場合、一定期間内であればクーリング・オフにより契約を撤回し保険料の返還を受ける、もしくは、転換前の契約に戻すことが可能です。クーリング・オフができる期間は、一般的にクーリング・オフに関する書面(注意喚起情報など)を受け取った日と契約申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日間とされています(15日や30日など独自に期間を延長している会社もあります)。また、クーリング・オフは、2022年5月からは書面だけでなく電磁的方法により行うことも可能となりました。

契約申込時に署名した書類のお客さま控えは必ず保管しておき(タブレットで申込みをした場合は後日郵送されてくる場合もあります)、申し込んだ内容が、本当に自分に必要なものであったか、誤解していた点はないか確認することが必要です。